

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和3年6月1日発行

令和3年 第2号

環境政策課

☎229-3139 FAX 229-3354



》生ごみは水切りをしよう

生ごみは多くの水分を含んでいます。水切りすると、ごみが腐敗しにくくなり、悪臭を軽減することができます。また、小バエの寄り付きを抑えることができます。また、水分を絞ったり、乾燥させたりすることで軽くなりごみ出しも楽になります。

ぜひ生ごみの水切りを実施しましょう。

家庭でできる水切り方法例

- 不要なCDの穴に水切りネットを通して絞る



水切りモニター募集

津市では生ごみの水切りモニターを募集しています。応募は自治会単位での応募となり、個人での応募はできません。

モニターの内容 自治会の中で計量有りのモニター(1・2人程度)と計量無しのモニター(何人でも可)に分かれ、1カ月間水切りを実施し、アンケートを提出

※モニターには水切り器をお渡しし、計量有りのモニターには計量器も貸し出します。結果は後ほど返却しますので、水切りの効果を確認できます。応募方法など詳しくは、環境政策課へお問い合わせください。



モニター限定の水切り器



》生ごみ処理機などの購入費用補助

家庭から出る生ごみをたい肥化・軽量化できる生ごみ処理機などの購入費(本体価格)の一部を補助します。

対象 過去6年以内にこの補助制度を受けていない市内に在住の人 ※1世帯につき1基

補助金額 生ごみ処理機…購入金額の2分の1(上限2万5,000円)、コンポスト容器…購入金額の2分の1(上限3,000円)

申し込み 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申請書・請求書に必要事項を記入し、領収

書、印鑑、購入者名義の預金通帳(振込先確認のため)を持参し提出 ※申請書・請求書は津市ホームページからもダウンロード可

申込期間 購入した日の翌日から60日以内



生ごみ処理機



コンポスト容器



》チュニック講習会(全3回)

家庭で不要になった着物や洋服を利用して、楽に着られておしゃれなチュニックを作りませんか。

コース	とき
7月コース	7月4日・11日・18日いずれも日曜日13時～16時
8月コース	8月1日・8日・15日いずれも日曜日13時～16時

ところ 環境学習センター(津市リサイクルセンター2階)

対象 市内に在住の人

定員 抽選各8人

費用 500円

申し込み 6月12日(土)17時までに

電話またはファクスで環境学習センター(☎237-1185、FAX 237-5385)へ ※月曜日休館。当選者には6月13日(日)午後に電話連絡





》ごみ出しルールを守って正しい分別を！

ごみ出しの4つのルール

1. 決められた日の決められた時間までに(前日から出さない)
2. 決められたごみだけを(当日のごみだけを、ごみ収集カレンダーや分別アプリで確認して出す)
3. 決められた方法で(他のごみを混ぜない、透明または半透明の袋で出す)
4. 決められた場所に出す(自治会、管理会社で決められた場所に出す)



このごみ、何の日に出すの？

～間違いやすいもの、問い合わせの多いもの～



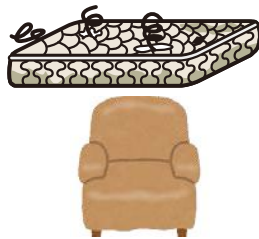
ソファ、マットレス

スプリングが入っている

…**金属の日**

スプリングが入っていない

…**燃やせるごみの日**



電子レンジ

金属の日

(電子レンジは家電リサイクル法の対象外です)



パソコンのプリンター

金属の日

(パソコン本体やディスプレイは、PCリサイクル法の対象で市では収集しませんが、各エコ・ステーションへの自己搬入が可能です)



カミソリ

金属の日

(カミソリや刃物類は危険ごみと考えられやすいですが、「金属の日」に出してください)

危険ごみ…乾電池、蛍光管、水銀式体温計、使い捨てライター、スプレー缶・卓上カセットボンベ等



使わなかった花火

水に濡らし発火ないように処理をして、

燃やせるごみの日

(未使用の花火やマッチなどを乾いた状態でごみに出すと車両火災の原因になります)



電球

燃やせないごみの日

(蛍光管は危険ごみです)



カーテン(布製)

燃やせるごみの日

(カーテンはリサイクル資源の衣類、布類では収集していません。革製品や羽毛・綿入りの衣類も「燃やせるごみの日」に出してください)



このほかについては津市ホームページを見てね！



ごみ分別
ガイドブック

ごみの出し方は、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」でも簡単に確認できます。



さんあ〜る



》ダメ！絶対！不法投棄

不法投棄の未然防止にご協力ください

指定された場所以外に廃棄物を捨てることは法律で禁止されており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。津市での不法投棄件数は近年減少傾向にあるものの、まだまだ多くの不法投棄が確認されています。巡回・監視パトロールや不法投棄禁止看板の自治会への配布などを通して不法投棄の未然防止に努めていますが、皆さんの協力が不可欠です。発見したらすぐに通報にご協力をお願いします。



不法投棄禁止看板

ごみの不法投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)は環境政策課または警察署へ連絡してください。

きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258
津警察署 ☎213-0110
津南警察署 ☎254-0110



不法投棄されにくい環境づくりをしましょう

農道や山林の道路脇、河川敷、公園など、人目につかない場所への家電製品などの粗大ごみや家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみの不法投棄が後を絶ちません。津市では不法投棄者が判明した場合、投棄者自身で処理するよう指導していますが、不法投棄した人が特定できない場合は、土地の所有者(管理者)が自らの責任で処理をしなければならないため、不法投棄されにくい環境づくりをしていく必要があります。土地の所有者(管理者)は以下のような方法で自己防衛をしましょう。

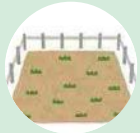
適正な管理で不法投棄を防止！



定期的に草刈り・^{せんてい}剪定などを行い、見通しのよいきれいな状態を維持する。



定期的に見回りを行う。



周囲や入り口にロープを張ったり、柵を作ったりするなどして車が入れないようにする。



不法投棄された家電四品目



不法投棄された廃棄物



大型家具などのごみ出しでお困りの人へ

大型家具などをごみ一時集積所まで出すことが困難な世帯に対して、市職員が自宅まで無料で収集に伺います。

対象世帯

要支援認定者、要介護認定者、障がい者または75歳以上の人のみで構成される世帯

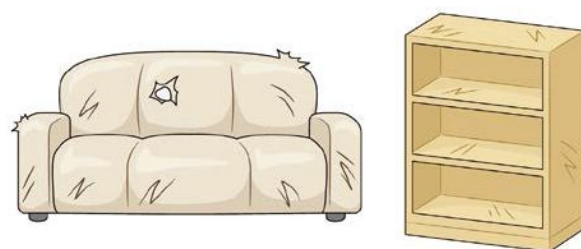
※上記以外の人と同居している場合や、施設などに入所し空き家の場合は、対象世帯にはなりません。

※親族、同居人、近隣の人などから支援が得られる場合は、まずその人からの支援を優先してください。

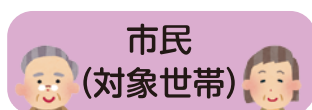
対象品目

タンス、棚、鏡台、ベッド、マットレス、マッサージチェアなどの大型家具類

※長さの1辺または直径が1 m以上2 m以下の大きさで、安全に収集・運搬が可能なもの



申し込みから収集までの流れ



市民

(対象世帯)



津市

(環境政策課、環境事業課)



予約申し込み

環境政策課(☎229-3258)または各総合支所地域振興課へ

受け付け

対象者、対象家具などの確認

収集日時調整

申込者と調整し、収集日時を決定

収集

市職員が申込者の家に伺い収集



犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上犬を飼う場合、飼い主には生涯で1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射を行う義務があります。今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況などを踏まえた特例措置として、狂犬病予防注射の接種時期が12月31日(金)まで延長されていますが、感染状況や飼い犬の体調などを考慮

し、適切な時期に忘れずに狂犬病の予防注射を行うようお願いします。

今年度の狂犬病予防注射について詳しくは、津市ホームページをご覧ください。どうか、環境保全課(☎229-3282)にお問い合わせください。

